

事業系一般廃棄物処理依頼届出済証明書

住 所

名 称

代表者名

大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 12 条の規定により、事業系一般廃棄物を直接搬入により処理依頼した者であることを証明します。

搬入車両番号

令和 年 月 日

大崎上島町長

- 注) 1. 事業系一般廃棄物を分別し、広島中央エコパーク又は大崎上島環境センターへ搬入する場合は、計量窓口に本証明書を提示し、確認を受けること。
2. 証明事項(法人の代表者名を除く。)に変更が生じた場合は、速やかに提出済みの「事業系一般廃棄物処理依頼届出書」の変更を行うこと。

【留意事項】 大崎上島町内から排出された一般廃棄物に限る。